

石垣市公式 YouTube チャンネル動画等制作業務委託仕様書

この仕様書は、石垣市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 石垣市公式 YouTube チャンネル動画等制作業務委託

- 2 業務目的 本業務は石垣市公式 YouTube チャンネル等にて、視覚や聴覚で分かりやすく市のお知らせや市政情報を発信するため、動画を制作し、これにより広く市民に情報発信することを目的とする。

- 3 納入場所（委託場所）
石垣市字真栄里 672 番地 石垣市企画部 DX 推進課

- 4 委託期間 契約日の翌日～令和 9 年 3 月 31 日

- 5 業務内容
受託者は、企画（制作動画の内容は委託者と協議のうえ決定する）、動画構成、台本作成、演出、出演者との交渉・調整、素材作成（イラスト、CG、テロップ等）、映像取材、撮影、手話映像の収録、編集、ナレーション、収録、BGM 音源制作または選曲等、動画制作にかかる作業の一切を行うこと。
(1) 動画制作の内容
 - 1) 企画・脚本・絵コンテ・構成
 - ①受託者は動画の制作においては、委託者と協議を行い、承認を受けたうえで制作するものとする。
 - ②原案の作成にあたっての企画立案、編集の方針については、委託者と協議のうえ決定するものとする。決定した企画等を変更・修正する場合は、委託者の承諾を得るものとする。
 - ③動画の構成・演出は、業務目的に沿った動画とすること。
 - ④制作する 1 本あたりの動画の時間は 10 分程度とし、その時間を超える、または下回るが見込まれる場合は委託者と受託者の協議の上、これを決定するものとする。
 - ⑤動画によって、特殊映像の仕様が効果的と思われるものについては、4K 解像度による撮影、ドローンの使用、タイムラプス映像などの特殊映像を使用すること。

⑥石垣市手話言語条例に照らし合わせ手話の収録並びに映像に差し込むこと。

2) 撮影・インタビュー

①撮影及びインタビュー（以下「撮影等」という。）は、委託者の承認を受けた後に行うものとし、安全かつ効率的に行うために、関連するスタッフに周知してから開始するものとする。

②受託者はロケーション及び取材の際に、取材対象物の対象者（管理者）及び取材対象者に対し、インターネット等で公開されることを口頭で伝え、同意を得た上で撮影の許可を得るものとする。

また、事前に撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合は、原則として受託者がその手続きと交渉を行うものとする。

③撮影機材は、放送業務用 FULL HD の規格以上を使用すること。なお、移動手段、テープ等の消耗品等の動画制作に関わる費用については受託者の負担とする。レポーター、タレント等の出演を依頼する場合、出演料等は本委託の範囲内とし、出演にあたっての交渉・調整は本委託の範囲内とする。

④受託者の事務所以外での撮影等は、業務従事者及び第三者の安全に配慮し行うものとする。

⑤路上や公共の場所における撮影等では、通行車両、自転車あるいは歩行者との接触などによる事故を防止するための対策を講じるものとする。

3) 録音・編集

①受託者は、BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像を編集して制作するものとする。なお、録音・編集作業は受託者の事業所等で行うものとし、録音・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。

②編集は FULL HD 規格以上で撮影した映像を使って、デジタル編集および MA（整音等）作業をすること。

③委託者及び受託者が既に保有している映像資料を使用する場合は、委託者と協議のうえ使用するものとする。この場合、提供された映像資料の対価は無償とする。

④制作した動画は YouTube 等の Web サイトにアップロード可能で、画像・音声鮮明に視聴できる仕様にする。

⑤制作した動画は、YouTube 等に公開する前に委託者へ提供し試写（以下「検査」という。）を行い、委託者の承認を受けるものとする。

また、検査において委託者から修正等の指示があった場合、受託者はその指示に従い、委託者との協議によって定めた日時までに修正を行い、再検査を行わなければならない。

4) 業務従事者の資格要件

受託者は、業務内容を理解し業務全体を適正に判断できる技術力及び必要な技能を有する者を、次に示す資格要件に基づいて配置するものとする。

① 業務責任者

受託者は、業務従事者の中から業務責任者を選任するものとする。

業務責任者は、類似業務について下記の事項を適切に行うことができる者とする。

- ア 委託者との打合せ・協議及び調整
- イ 業務内容の把握、企画等の立案及び業務の実施
- ウ 業務従事者の人選及び適切な配置
- エ 業務従事者に対する指揮命令及び指導・教育
- オ 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令の遵守
- カ 業務従事者及び第三者に対する安全管理

② 業務従事者

下記の条件を満たす者とする。

- ア 類似業務について実務経験を有する者

5) 予定制作本数

本業務では 10 分程度の動画を 12 本制作するものとする。なお、受託者は動画 1 本につき原案 2 案以上を作成し、それらを委託者に提示し、委託者の承諾を得て制作業務に移行するものとする。

6 成果品に係る著作権の譲渡等

成果品に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する作者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。

7 著作者人格権の制限

(1) 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。

- ア 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること
- イ 成果物の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること
- ウ 成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること
- エ 成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと

(2) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

(3) 受託者は、委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

8 第三者の著作権等の侵害の防止等

- (1) 受託者は、成果物のすべてについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者はその損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

9 提出書類（成果品）

- (1) 受託者は、以下の形式により成果品を納品すること。また、併せて完成した番組に係る業務報告書を提出すること。

ア DVD 形式等

- ① 形式：NTSC 形式とし、アスペクト比 16：9、リージョンコードは ALL とする。
- ② 保存媒体：DVD またはブルーレイ
- ③ 部数：2 セット（コピーガード処理を施さないこと）

イ ウェブサイト用データ

- ① 形式：WMV 形式および MP4 形式とする。なお、YouTube にそのまま掲載可能な形式とする。
- ② 保存媒体：DVD またはブルーレイ
- ③ 部数：1 セット

ウ サムネイル

動画コンテンツに応じたサムネイルを制作し納品すること。

- ① 形式：JPEG 及び PDF 形式（1280×720px、2MB 以内）
- ② 部数：各 1 部

- (2) 制作する動画は、撮影日より 2 週間以内に納品すること。

10 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務履行に当たり、委託者又は第三者に損害をおよぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (6) 業務の履行にあたっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。